

Title	国立大学アーカイブズ設置への道 : 大阪大学に即して考える
Author(s)	菅, 真城
Citation	大阪大学経済学. 2013, 63(1), p. 280-293
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/57047
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

国立大学アーカイブズ設置への道

— 大阪大学に即して考える —

菅 真 城[†]

1. はじめに

2012（平成24）年10月1日付で、国立大学法人大阪大学に大阪大学アーカイブズが設置された。その前年の2011年4月1日には、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号、以下「公文書管理法」と略記）が施行されたが、国立大学法人もこの法律の対象であり、国立大学における文書管理やアーカイブズのあり方も大きく変わることになった。大阪大学におけるアーカイブズ設置も、この法律の影響を受けることになった。こうした状況下において、改めてこれまでの国立大学アーカイブズの設置状況を振り返り、大阪大学の取り組みに即して、今後の国立大学アーカイブズ設置に向けてなんらかの提言を行うことにも一定の意義はあるであろう。

さて、公文書管理法に対応して設置されたアーカイブズは、親組織の作成・収受した公文書の移管を受け、整理、保存、公開することを中核とするのであるが、欧米ではそのようなアーカイブズを「機関アーカイブズ」という。アメリカ・アーキビスト協会の用語集によると「機関アーカイブズ」とは「親機関によって作成ないし受取られた記録を保管する場」であり、一方、「親機関ではなく個人、家族、組織から資料を収集して保管する場」を「収集アーカイブズ」という¹。アーカイブズにはこのよう

に2側面があるのだが、本稿では公文書管理法との関係から「機関アーカイブズ」を重視する。

なお、本稿では、公文書管理法を踏まえて大阪大学に即して大学アーカイブズ設置を考えるため、考察の対象を公文書管理法の対象機関となる国立大学に限定する。

2. これまでの国立大学アーカイブズ

これからの国立大学アーカイブズ設置を考えるにあたって、まず、これまでの国立大学アーカイブズのあゆみを振り返っておこう。日本における大学アーカイブズのあゆみについては、桑尾光太郎・谷本宗生の優れた論考がある²。本章では、桑尾・谷本の論考を参考にしつつ、国立大学アーカイブズ設置のために作成された文章をてがかりに、その設置の契機について改めて振り返ることにする。

2.1 大学史編纂と資料保存

日本における最初の国立大学アーカイブズは、東北大学記念資料室である。東北大学では、1955年より五十年史の編纂が開始され、1960年に『東北大学五十年史』上下2巻を刊

験、アメリカの経験—』日外アソシエーツ、2008年。
² 桑尾光太郎・谷本宗生「大学アーカイブズのあゆみ」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年。清水善仁「大学アーカイブズの可能性—京都大学大学文書館での経験から—」（京都図書館情報学学習会レジュメ、2010年11月18日、<http://kyotolibrarian.web.fc2.com/shiryu/178.pdf>）も参考になる。

[†] 大阪大学アーカイブズ准教授

¹ 古賀崇「日米のアクセスを比較して」小川千代子・小出いづみ編『アーカイブへのアクセス—日本の経

行した。その後1963年に、編纂資料を保存し利用に供するための施設として「東北大学記念資料室」が設置された。同室は発足当初から英訳名を“TOHOKU UNIVERSITY ARCHIVES”とし、ユニバーシティ・アーカイブズを名乗っていたが、日本でユニバーシティ・アーカイブズを名乗ったのは、同室が最初のものである。日本における国立大学アーカイブズは、大学史編纂を契機に発足したのであった。

その後の国立大学アーカイブズも、大学史編纂を契機として設置されることには変わりがなかった。1980年代を代表する大学沿革史は、『東京大学百年史』（全10巻、1984～1987年）であろう。この編纂事業では、過去の五十年史編纂後に資料が散逸したことを教訓に、「史料の散逸を防ぎ、大学の公文書に学術的な意義を認め、それらの保存と利用を図っていくことが、編纂事業と並行して考えられていた」³。そのため、1981・1982年には学内共同研究「東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究」グループを組織し、東京大学の大学文書の概要調査と国内外の大学アーカイブズ・ミュージアムの活動状況調査を行い、1983年に報告書『東京大学関係諸資料の保存と利用に関する予備的研究』（以下、『東大予備的研究』と略記。この報告書の一部は、『東京大学史紀要』第5号（1986年）にも掲載されている。）を刊行した。また、『東京大学史紀要』第4号（1983年）では、「特集・大学アーカイブズ」を組み、寺崎昌男「大学アーカイブズ（archives）とはなにか」⁴をはじめ3本の論文を掲載している。

この『東大予備的研究』と寺崎論文は、以後の大学アーカイブズに大きな影響を与えること

になった。『東大予備的研究』の提言の一節を以下にみておこう。

一 東京大学内に大学文書館を設置すること

趣旨：東京大学に蓄積された多くの資・史料、沿革文書、遺品さらには学内外で今後蓄積ないし発掘される資料に学術的価値を認め、それらの系統的な収集・保存を行うとともに、大学運営関係文書の公開に寄与する。

所属：大学文書館は特定部局に所属せず、学内共同利用センターとすることが望ましい。

二 大学文書館の機能と役割

機能：文書の整理・保存及び目録作成のほか、適当な文書の公開・閲覧等を行う。

また、将来の年史編纂を準備する。

役割：大学運営、行政等に対して基礎資料を提供し、また諸外国の大学文書館とおなじく、ひろく日本の政治史、経済史、教育史、学問史、科学技術史などの歴史的研究に不可欠の資料を提供する。

欧米、特に米国の大学アーカイブズ調査の成果で、「大学運営関係文書の公開」、「大学運営、行政等に対して基礎資料を提供」という「機関アーカイブズ」としての機能への着目もみられるが、「ひろく日本の政治史、経済史、教育史、学問史、科学技術史などの歴史的研究に不可欠の資料を提供する」と、大学アーカイブズの意義を歴史研究のための資料提供に求めているのが特徴である。歴史研究のための大学アーカイブズという考えは、寺崎論文でも顕著に主張されている。大学史編纂に中心的に関わるのは教育史や日本近現代史をはじめとする歴史研究者であるが、東京大学での大学アーカイブズ論は、これら歴史研究者による歴史研究のための要望を中心とするものであった。

こうした調査研究の成果によって、1987年に東京大学史史料室が設置されたのであるが、

³ 中野実「大学史編纂と史料の活性化—東京大学史史料室の紹介—」『野間教育研究所紀要 第45集 大学史編纂と大学アーカイブズ』野間教育研究所、2003年、初出1989年。

⁴ 寺崎昌男・別府昭郎・中野実編『大学史をつくる—沿革史編纂必携—』東信堂、1999年に再録。

同室もまた、大学史編纂資料の保存を主たる業務とするアーカイブズであった。

なお、1987年には公文書館法が制定されたが、同法が国立大学アーカイブズ設置に影響を与えることはなかった。また、1985年に『大阪大学五十年史』編纂を完了した大阪大学では、東京大学の研究成果も参考に編纂完了後の資料保存機関の設置を大学当局に働きかけたが、実現することはできなかった。

1990年代には、『九州大学七十五年史』の編纂完了を受けて九州大学大学史料室が1992年に、『名古屋大学五十年史』の編纂完了を受けて名古屋大学史資料室が1996年に設置された。旧帝大においては、大学史編纂完了後の資料保存機関として大学アーカイブズを設置する流れができてきたといえるであろう。

この流れのなかで、九州大学大学史料室設置にあたっての基本文献となった『九州大学史料の収集・保存について—九州大学史料室設置の提言—』（九州大学75年史編集小委員会、1991年、以下『九大提言』と略記）が注目される。それは、『東大予備的研究』が歴史研究との関係で大学アーカイブズを理解していたのに対し、「大学アーカイブズの必要性を歴史研究以外のところから本来は求めなければいけない」として、大学の自己確認・自己評価の具体的な場を大学自身が持つことと大学の管理・運営を援助するための情報サービスに大学アーカイブズの設置目的を求めたことである。『九大提言』は、情報公開に触れていないという時代的制約を持つものの、現在においても極めて有効な議論であり⁵、その後の大学アーカイブズ設置に与えた影響は大きい。

1986年にはマイケル・ローバーが来日し、記録管理とライフサイクル論についての講演を行い、日本のアーカイブズ関係者に大きな影響

を与えた⁶。この記録のライフサイクル論を受けて、以後、日本のアーカイブズ論は新展開をとげるのであるが、大学アーカイブズについても、大学史編纂と資料保存は全く異なる業務であり、記録のライフサイクル論に基づく記録管理と大学アーカイブズとの連動を重視する小川千代子の論文⁷が公表されていた。そして、自己評価との関係についても、寺崎昌男の論文⁸が発表されていた。『東大予備的研究』と『九大提言』との間にはこれらの研究の進展があったのであり、いち早くその成果を取り入れた『九大提言』は、その後の国立大学アーカイブズ設置にあたっての理論的裏づけをなすものとなった。

2. 2 情報公開法—「機関アーカイブズ」への指向—

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、いわゆる「情報公開法」）が2001年4月に施行された。当時国の機関であった国立大学の行政文書⁹も情報公開の対象となり、現用文書の厳密な管理が義務づけられた。こうして現用文書が公開の対象になると、保存期間が満了した行政文書の取り扱いが問題となる。保存期間が満了したからといってすべての文書を廃棄していいのか、歴史的・学術的な価値の高い文書は保存・公開しなければならないのではないのか。その受け皿としての大学アーカイブズの必要性が生じてくる。こうして、情報公開法は大学アーカイブズに「機関

⁶ ICA Mission 受入委員会編『記録管理と文書館—第1回文書館振興国際会議報告集—』全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、1987年。

⁷ 小川千代子「記録管理と史料保存—大学の文書館—」地方史研究協議会編『地方史の新視点』雄山閣、1988年。

⁸ 寺崎昌男「沿革史と大学の自己評価」『IDE』284号、1987年。

⁹ 2004年に国立大学法人化されてからは法人文書。適用される法律も独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に代わったが、本稿では「情報公開法」で統一する。

⁵ 折田悦郎「国立大学におけるアーカイブの設置とその機能」『京都大学大学文書館紀要』第1号、2002年。

アーカイブズ」としての新しい意義を与えることになった。

このような新しい大学アーカイブズを実現させたのは京都大学である。同大学では、情報公開への対応を検討するなかから、「大学公文書館（仮称）」を設置することが提起された。それと同じ時期に（それに先行して）、同大学では『京都大学百年史』の編纂がなされており、大学史編纂後の資料保存も課題であった。この情報公開法と『京都大学百年史』編纂を契機として、2000年11月に京都大学大学文書館が設置された。百年史編集委員会が総長に提出した文書「大学の歴史に関する史料の収集・保存・公開について（要望）」は、『東大予備的研究』や『九大提言』等の先行大学の成果を受け継ぎつつも、「情報公開」や「説明責任」といった新しい意義を大学アーカイブズに付与した。

京都大学大学文書館の最大の特徴は、記録のライフサイクルのなかに大学アーカイブズが位置づけられたことにある。「京都大学における行政文書の管理に関する規程」第9条には、「保存期間（延長された場合にあっては、延長後の保存期間とする）が満了した行政文書は、京都大学大学文書館に移管するものとする。」とあった。すべての非現用文書の大学文書館への移管を義務づけ、大学文書館で評価選別、廃棄、整理、保存、公開等を一元的に行うことになったのである。このことをもって、同館の西山伸は自ら「日本で最初の本格的な大学アーカイブズ」と評している¹⁰。

こうして京都大学大学文書館の設置によって、「機関アーカイブズ」の機能を全うできる大学アーカイブズが登場した。「機関アーカイブズ」の必要性はすでに『九大提言』にもみら

れるが¹¹、それを実現するには情報公開法という法律の後押しが必要であった。法律に影響されるのは、行政機関であった国立大学の性格上当然のことかもしれないが、情報公開法は大学アーカイブズの設置を義務づけてはいない。この意味において、情報公開法を良く理解して、「機関アーカイブズ」としての大学文書館を設置した京都大学の見識を高く評価したい。

この情報公開法へ対応するために「機関アーカイブズ」としての機能を持つという動きは、既存の大学アーカイブズにも波及し、組織の改組が進んだ。東北大学記念資料室は2000年4月に東北大学史料館に、名古屋大学史資料室は2001年4月に名古屋大学大学史資料室に、さらに2004年4月に名古屋大学大学文書資料室に改組されたが、これらは情報公開法への対応という流れのなかに位置づけられる¹²。

名古屋大学大学文書資料室が誕生した2004年4月は、国立大学が法人化されたときでもあった。これと同時に、広島大学文書館が設置されている。旧帝国大学以外ではじめての大学アーカイブズである。広島大学文書館は、『広島大学五十年史』編纂事業と並行して設置された。編纂完了後の資料保存機関として設置されたわけではない。しかし、文書館設置にとって大学史編纂はやはり大きな要因であった。そして同館設置にあたっては、情報公開法への対応は大きな要因であった。また、同大学では初代学長である森戸辰男の関係文書整理事業を行っていたが、これは大学の理念・個性を示すもの

¹⁰ 以上の京都大学に関する記述は、西山伸「京都大学大学文書館—設置・現状・課題—」『研究叢書第3号 大学アーカイブズの設立と運営—2001年度総会および全国研究会の記録 於・神奈川大学—』全国大学史資料協議会、2002年、による。

¹¹ 本稿では論述できなかったが、東北大学記念資料室設置にあたっては「機関アーカイブズ」機能の必要性は意識されていたようである。さしあたり、「東北大学資料館」全国大学史資料協議会編『日本の大学アーカイブズ』京都大学学術出版会、2005年、原田隆吉「東北大学記念資料室の発足」『原田隆吉図書館学論集』雄松堂、1996年、初出1986年、参照。

¹² ただし、東北大学・名古屋大学では、京都大学のようにすべての非現用文書の移管が義務づけられてはいなかった。

ともなった。その時に訪れたのが法人化で、国立大学法人化されたことが文書館設置の前提ともなった。情報公開の流れのなかで、大学固有のさまざまな要因が重なって文書館が設置されたのであった。

2005年4月には九州大学大学史料室が九州大学大学文書館に改組され、同年5月には北海道大学大学文書館が設置されたが、これらも一連の情報公開法対応の流れに位置づけられる。そして、北海道大学大学文書館設置にあたっては、やはり『北海道大学百二十五年史』という大学史編纂事業が契機となっていた。

2.3 公文書管理法—「機関アーカイブズ」としての大学アーカイブズ—

公文書管理法が2009年7月に公布され、2011年4月に施行された。この間の2010年4月には、神戸大学附属図書館大学文書史料室が設置された。同室は『神戸大学百年史』編纂事業を直接の前提としているが、それに加え、来るべき公文書管理法施行も視野に入れていた。

公文書管理法が施行された2011年4月には、東北大学学術資源公開センター史料館公文書室、名古屋大学大学文書資料室、京都大学大学文書館、神戸大学附属図書館大学文書史料室、広島大学文書館、九州大学大学文書館の6施設が、「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けた。これらはいずれも保存期間が満了した法人文書のうち歴史資料として重要な文書の移管を受け、整理・保存・公開することを中核業務とする「機関アーカイブズ」である。公文書管理法施行により、国立大学アーカイブズは「国立公文書館等」としての指定を受けなければならなくなった。

公文書管理法に基づいて「国立公文書館等」として指定を受けたのはわずか6施設にとどまる。これは「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」で定められている「国立公文書館等」の要件のハードルがあま

りに高いためである。公文書管理法によって、その対象機関である国立大学が大学アーカイブズを設置することは、かえって困難になってしまったのである¹³。

2.4 小括

これまでみてきた国立大学アーカイブズのあゆみから、特徴的な事柄をまとめておこう。まず指摘できるのは、すべての国立大学アーカイブズが大学史編纂事業を契機としていることである。大学史編纂完了後の資料保存機関として、日本の国立大学アーカイブズは発足した。そして、自治体アーカイブズ設置に大きな役割を果たした公文書館法は、国立大学アーカイブズ設置にあたってはなんら影響していない。

国立大学アーカイブズのあり方に大きな転換をもたらしたのは、情報公開法である。この法律により国立大学アーカイブズは、行政（法人）文書の移管・整理・保存・公開を中心業務とする「機関アーカイブズ」へと性格転換をとげる。各大学で大学アーカイブズの新設・改組がみられ、大学アーカイブズは一見活況を呈したかのようにもみえたが、それは旧帝大を中心とする一部の大規模大学に止まるものであった。1999年は新制大学発足50周年にあたり多くの地方国立大学で年史編纂が行われたが¹⁴、それが大学アーカイブズに結びついたのは広島大学のみである。大学史編纂によっても、情報公開法によっても、国立大学一般に大学アーカイブズが設置されることにはならなかったのである。

公文書管理法により、国立大学アーカイブズは「機関アーカイブズ」であることが必須となった。しかし、特定歴史公文書等の保存、利

¹³ 西山伸「公文書管理法の問題点—国立大学法人の立場から—」『日本史研究』第592号、2011年、菅真城「公文書管理法への国立大学法人の対応と課題」『レコード・マネジメント』No.61、2011年。

¹⁴ 学校沿革史研究会『野間教育研究所紀要 第47号 学校沿革史の研究 総説』野間教育研究所、2008年。

用及び廃棄に関するガイドラインのハードルの高さから、国立大学が大学アーカイブズを設置することはかえって困難になってしまった。

今後国立大学が大学アーカイブズを設置するにはどうすればよいのだろうか。次章以下では大学史編纂を契機としない大学アーカイブズを設置した大阪大学の事例を紹介しつつ、この問いに答えていきたい。

3. 大阪大学アーカイブズの設置経緯

本稿冒頭で述べたように、大阪大学では、2012年10月にアーカイブズを設置した。2008年6月までの動向についてはすでに報告したことがあるが¹⁵、本章ではそれ以降の動きについても紹介し、その特徴を提示したい。

3.1 五十年史編纂事業

国立大学アーカイブズはすべて大学史編纂を契機として設置されてきたことは前章で述べたが、大阪大学においても大学史編纂はなされてきた。1979～1985年に編纂された『大阪大学五十年史』がそれである。編纂関係者は、編纂完了後の資料保存施設設置を望んだが実現することはできなかった。編纂に用いた資料は、附属図書館で保管されることになった。大阪大学においては、大学史編纂から大学アーカイブズへという道を歩むことはできなかったのである。

3.2 アーカイブズ設置への動き

大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きの発端は、国立大学法人化を直前に控えた2003年度末である。かねてから大阪大学に文書館ないし大学史編纂室が設置されていないことを憂慮していた数名の教員等の要望を受けて、阿部

武司経済学研究科教授（専門は日本経済史・経営史）が窓口となって、大阪大学当局に文書館設置の必要性を説明したことに始まる。当時すでに情報公開法が施行されていたこと、国立総合大学では文書館の設置が増えていたことなどからみて、大学史編纂室ではなく文書館の設置が必要であるという阿部の主張には、幸いにも大阪大学当局からは理解がすぐに得られ、2005年1月に大阪大学総合計画室の下に文書館（仮称）設置検討ワーキングを設けることになった¹⁶。

前章で述べたように、情報公開法を契機として、京都大学大学文書館をはじめとして、旧帝大を中心とする一部の大規模大学において、行政（法人）文書の移管・保存・公開を業務の中核とする大学アーカイブズの設置・改組が進んでいたが、大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きも、その一連の流れに位置づけられる。また、これは大阪大学のみ固有事情ではあるが、旧帝大で大学アーカイブズが無いのは大阪大学だけであるということは、アーカイブズ設置を大きく後押ししたのであった。以下に、それ以降の主要な動きを年表にまとめ、解説を加えていくことにする。

2005年1月7日 第1回文書館（仮称）設置検討ワーキングを開催。

2005年8月22日 「文書館（仮称）設置に関する第一次答申」を第5回ワーキングで了承→総合計画室に提出。文書館の設置可の方針。

2006年2月10日 「大阪大学文書館（仮称）設置第二次答申」を第9回ワーキングで了承→総合計画室に提出。

2006年3月15日 「大阪大学文書館（仮称）設置第二次答申」を教育研究評議会で報告。

¹⁵ 菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために—」『記録と史料』第19号、2009年。

¹⁶ 阿部武司「大阪大学文書館設置準備室発刊に寄せて」『大阪大学文書館設置準備室だより』第1号、2007年。

3月末 理事会が文書館設置準備室を平成18年度中に設置することを承認。

2006年7月1日 「大阪大学文書館設置準備室設置要項」施行により大阪大学文書館設置準備室設置。阿部武司教授が室長に就任。

2006年10月1日 専任室員（講師1，事務補佐員1）着任。準備室活動開始。

2007年11月1日 事務補佐員1着任（以後事務補佐員2名体制）。

2009年6月12日 「大阪大学文書館（仮称）設置構想」を第18回ワーキングで承認。

2009年6月23日 「大阪大学文書館（仮称）設置構想」を総合計画室が承認。

2009年12月24日 「大阪大学文書館（仮称）設置構想」を理事懇談会で報告。

2011年4月1日 箕面地区（154㎡）に移転。嘱託職員（アッパークラス）1着任。事務担当が企画推進課から嘱託職員に変更。

2012年4月1日 事務担当が総務企画部総務課文書管理室になる。

2012年7月30日 役員連絡会で平成24年10月1日付での大阪大学アーカイブズ設置が決定される。

2012年9月19日 「大阪大学アーカイブズ規程」が教育研究評議会で承認される。

2012年10月1日 「大阪大学アーカイブズ規程」施行により大阪大学アーカイブズ設置。

大阪大学アーカイブズは、当初、「文書館（仮称）」という名称で検討されてきた。大学アーカイブズの設置については、文書館（仮称）設置検討ワーキングにおいて検討が進められてきた。このワーキングは、将来構想や教育研究組織の整備等について所掌する総合計画室の下に置かれていた（室体制による大学運営は2012年度から廃止された）。ワーキングの設置

は、総合計画室長が役員連絡会に提起して認められた。ワーキングの委員は学内関係部局から選出され（全部局の代表者ではない）、2005年1月の第1回ワーキングで、阿部武司教授が鈴木直総合計画室長から主査に指名された。以後このワーキングで主要な大学アーカイブズの視察も行いつつ、大阪大学においてアーカイブズを設置することの可否や設置する場合の目的等について検討がなされた。そして、2005年8月の第5回ワーキングにおいて、「大阪大学に関する重要な文書の収集・整理・保管・公開を目的とする文書館的機能を有する組織を大阪大学内にできるだけ早く設置する必要がある。」を主な内容とする「文書館（仮称）設置に関する第一次答申」が承認され、総合計画室に提出された。この答申によって、文書館（仮称）を設置することを前提として議論を進めることになった。そして、文書館を設置するにあたってまず文書館設置準備室を設置することを主な内容とする「大阪大学文書館（仮称）設置第二次答申」¹⁷がワーキング、総合計画室会議で承認され、その後教育研究評議会で報告された（議事ではない）。そして、理事会が文書館設置準備室を設置することを認めたのであった。

こうして、2006年7月1日に「大阪大学文書館設置準備室設置要項」が施行され、文書館設置準備室（以下、「準備室」と略記）が設置された。室長には、ワーキング主査の阿部武司教授が就任した。準備室が活動を開始したのは、専任室員が着任した10月1日からである。

準備室が設置されたとはいえ、文書館（仮称）の設置時期、場所、スタッフ構成等については全く未定の状態で、文書館（仮称）の目的・使命等についてもさらなる議論が必要であった。それらについては、準備室で原案を作成し、ワーキングにおいて審議を行ってい

¹⁷ 『阪大NOW』No.89, 2006年。http://www.osaka-u.ac.jp/ja/academics/facilities/ed_support/archives_room/publications/koho2

た。その結果、成案となったのが「大阪大学文書館（仮称）設置構想」（以下、「設置構想」と略記）である。これは、3回のワーキングで審議されたが、2009年6月のワーキングで承認され、その後総合計画室において一部修正のうえ承認された。そして阿部室長が理事懇談会において設置構想について説明した。なお、理事懇談会は理事会の前に自由な意見交換を行うことを目的とする「懇談会」であり、議事録は作成されない。「設置構想」は理事懇談会止まりであり、理事会や役員会にかけられてはいない。

設置構想を取りまとめたものの、その後事態は進展しなかった。その最大の要因は文書館（アーカイブズ）としての場所を確保することができなかったためであるが、そののみならず、アーカイブズの必要性についてもたびたび疑問が呈せられ、議論が蒸し返されることもあった。大学（特に国立大学）における意思形成のあり方の問題がここに現われている。

準備室は2011年度から箕面地区管理棟1階の3室（154㎡）に移転し、2012年度からは一定の書庫スペースが確保されるとともに、事務担当が新に設置された本部事務機構総務企画部総務課文書管理室になった。文書管理室については後述するが、これにより文書館（仮称）の事務担当も決定した。こうして文書館（仮称）設置は具体的スケジュールに乗るようになった。この間の担当役員等との折衝過程で、文書館という館レベルの組織ではなく室レベルの組織とされた。そして、教育研究組織でなく管理運営組織として設置し¹⁸、「国立大学法人大阪大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する大阪大学（以下「本学」という。）の基本となる組織に関し、必要な事項を定め」ることを目的とした「大阪大学組織規程」に規定する組織とはしない、名称は文書館ではなくアー

カイブズとされることになった。これらを踏まえて、2012年7月30日の役員連絡会で同年10月1日付での大阪大学アーカイブズ設置が決定され、9月19日の教育研究評議会で「大阪大学アーカイブズ規程」が承認され、同規程が10月1日付で施行されて、大阪大学アーカイブズが正式に発足したのであった。大阪大学アーカイブズの設置根拠は「大阪大学アーカイブズ規程」であり、同規程は、規程集上、「国立大学法人大阪大学法人文書管理規程」となるので「第2章 管理運営」に配置されている。

3.3 大阪大学アーカイブズの目的

大阪大学アーカイブズ設置にあたっての基本となる文章は先述した「大阪大学文書館（仮称）設置構想」である。ここでは、文書館（仮称）の設置目的として、以下の4点をあげている。

- ①大学史編纂などのため資料整備を進め、大学史をはじめ広い意味での歴史研究を支援すること。
- ②大学の歴史や理念を明らかにすることにより、教員・職員・学生に対しては、当該大学に在籍することの意義を認識させ（アイデンティティの確立）、社会に対しては、大学の活動の軌跡をアピールすること、総じて大学広報の窓口の1つとして機能すること。その際、博物館・図書館など（大阪大学の場合、懐徳堂・適塾の両記念会、21世紀懐徳堂、中之島センターも含まれる）と連携することも重要になる。
- ③組織記録を適切に保存し、公的機関として過去の事象についても将来にわたって社会に対する説明責任（アカウントビリティ）を果たすこと。
- ④文書廃棄やそれに伴う文書収納スペースの削減を推進することによって、文書管理の効率化を進め、事務合理化を推進すること。

¹⁸ 他の国立大学アーカイブズは教育研究組織である。

このなかでも、①②より③④を重視している。そのため、中核となる業務は、保存期間が満了した法人文書のうち歴史資料として重要なものを評価選別して移管を受け、整理・保存・公開することである。「機関アーカイブズ」としての機能を中核に据えているのである。

この構想を作成するにあたっては、先行する国立大学アーカイブズの設置にあたって作成された文書を大いに参考にした。新たな大学アーカイブズの目的を提示したわけではない。

なお、「設置構想」がワーキングおよび総合計画室会議で承認された後に公文書管理法が公布・施行され、大学アーカイブズをめぐる社会状況は大きく変化したが、大阪大学においては「設置構想」を変更したり、新たな構想を取りまとめたりすることは行わなかった。これは、情報公開法に対応して構想された大学アーカイブズはすでに「機関アーカイブズ」としての機能を中心としており、公文書管理法にも対応する論理を有していたことを示している。

3. 4 大阪大学アーカイブズの概要

大阪大学アーカイブズは、当面（2012年度まで）、「本学における法人文書の適切な管理のための調査研究及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行うことにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究、社会貢献に寄与することを目的と」（大阪大学アーカイブズ規程第2条）し、以下の3つの業務を行っていた（同規程第3条）¹⁹。

- (1) 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づく公文書等の整理、保存、公開に関する調査研究
- (2) 本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存及び調査研究
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

これらの業務を行うため、大阪大学アーカイブズには、法人文書資料部門と大学史資料部門の二つの部門が置かれている。

スタッフとしては、室長（教授兼任）、専任教員（准教授）1、兼任教員12で、事務担当は本部事務機構総務企画部総務課文書管理室である。アーカイブズの円滑な運営を図るために、アーカイブズ運営委員会が置かれている。専任准教授1名は大学留保ポストで、任期付きである。所属はアーカイブズであり、特定部局に所属しているわけではない。兼任教員は、歴史学、法律学、情報学を専門とする教員が務めている。先述したように、大阪大学アーカイブズは管理運営組織であるが、教員組織を有しており、教育研究活動も行っている。

大阪大学アーカイブズは、箕面キャンパス管理棟（798㎡）に置かれている。箕面キャンパスは旧大阪外国語大学のキャンパスであり²⁰、管理棟は大阪外大の本部棟として使用されていた建物である。

大阪大学アーカイブズ設置に先だって、準備室は2011年度から箕面キャンパスの管理棟内の3室（154㎡）に移転していた。箕面キャン

¹⁹ 2013年度からは国立公文書館等として内閣総理大臣の指定を受け、所蔵資料の一般公開を行っている。そのため、2013年4月1日施行で「大阪大学アーカイブズ規程」を以下のように改正した。

第2条 アーカイブズは、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「法」という。）に基づく特定歴史公文書等及び本学の歴史に関する資料の適切な管理を行い、本学の教職員及び学生並びに一般の利用に供することにより、本学の円滑な管理運営に資するとともに、教育、研究、社会貢献に寄与することを目的とする。
（業務）

第3条 アーカイブズは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 法に基づく特定歴史公文書等の整理、保存、公開及び調査研究
- (2) 法に基づく歴史公文書等の保管、評価選別、移管及び調査研究
- (3) 本学の歴史に関する資料の収集、整理、保存、公開及び調査研究
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な業務

²⁰ 大阪大学と大阪外国語大学は2007年10月に統合した。

パスへの移転により、わずかではあるが専用の資料保存スペースを確保することができた。既存の集密書架を利用することができたのは幸運であった。そして、2011年4月1日付で、嘱託職員（アッパークラス）1名が着任した。嘱託職員は停年後の再雇用職員であり、アッパークラスは事務長レベルの権限を有している。嘱託職員の着任により、準備室の事務は嘱託職員が担当することになり、企画推進課は関与しないことになった。嘱託職員は本部で部長職を勤めていた人物である。経験豊富な事務職員が専任で仕事をできるようになり、アーカイブズ設置に向けたさまざまな事務手続きがスムーズに進むようになった。

2012年度からは、管理棟798㎡を使用できることになった。また、本部事務機構総務企画部総務課文書管理室が文書館設置準備室の事務を担当することになった。文書管理室のスタッフは、室長（総務課長兼任）、室長代行（嘱託職員）、室長補佐、事務補佐員2である。準備室の嘱託職員・事務補佐員と情報公開業務等を担当していた旧評価課課長補佐によって構成されている。その職掌は、法人文書管理に関すること、情報公開に関すること、個人情報保護に関すること、アーカイブズに関すること、の四つで、アーカイブズ内に執務室がある。現用文書管理を担う文書管理室とアーカイブズが一体的に活動していることは注目されてよい。文書管理室とアーカイブズとの協働により、文書管理の改善が図られ、歴史公文書等のアーカイブズへの移管がスムーズに行われることが期待される。大阪大学では、アーカイブズの前方（現用文書管理）進出、現用文書管理のアーカイブズへの関与を目指している。

大阪大学アーカイブズは、2013年4月1日付で、公文書管理法および同法施行令に基づいて、大阪大学アーカイブズが「国立公文書館等」として、大阪大学アーカイブズ大学史資料部門が「歴史資料等保有施設」として内閣総理

大臣の指定を受けた。これにより本格的な大学アーカイブズとしての活動が始まった。法人文書の移管については2013年度から開始し、整理・排架のうえ2014年度からは一般の利用に供する予定である。文書館設置準備室時代以来収集してきた歴史資料等（大阪大学五十年史編纂資料、個人・団体からの寄贈文書や学内刊行物等）について、2013年度から一般の利用に供している。

また、法人文書管理に関する研修会を文書管理室とともに開催している。その他の日常業務は先に報告した準備室段階²¹とほぼ同じであるが、2013年2月22日～3月9日に国立公文書館所蔵資料展「国立公文書館が大阪大学にやってきた」を大阪大学総合学術博物館待兼山修学館において開催した²²。さらに2013年度後期から専任教員によるアーカイブズ学教育（大学院経済学研究科および経済学部で同時開講）を行うことになっていることを付記しておく。

4. 今後国立大学で大学アーカイブズをつくるには

これまで大阪大学におけるアーカイブズ設置に向けての取り組みについて述べてきた。さまざまな困難があるのは事実だが、公文書管理法が大阪大学においてアーカイブズ設置にあたって、特にアーカイブズの必要性を主張するにあたっての追い風となったのは事実である。準備室では、意図的に公文書管理法をそのように使ってきた。

²¹ 菅真城「ポスト年史編纂でない大学アーカイブズの設立—大阪大学文書館スタートのために」（前掲）。

²² 主催：国立公文書館、共催：大阪大学アーカイブズ・大阪大学総合学術博物館、協力：大阪大学21世紀懐徳堂。菅真城「『国立公文書館が大阪大学にやってきた』を開催して」『アーカイブズ』第50号掲載予定、参照。

なお、大阪大学アーカイブズは展示施設は有しておらず、展示は総合学術博物館をはじめとする学内施設を借用して行う予定である。

しかし、それは公文書管理法公布以前からアーカイブズ設置について一定のコンセンサスが得られていたから可能であった側面がある。公文書管理法施行を受けて、急に大学アーカイブズ設置を働きかけたのならば、違う展開になっていた可能性がある。また、大阪大学という日本でも有数の大規模国立大学（旧帝大）であるから可能といえるかもしれない。大学アーカイブズを国立大学が設置するにあたっては、予算・建物・人員等のすべてを学内でまかなわなければならない。予算規模の小さい国立大学においてより困難であることは、これまでの国立大学アーカイブズの歴史が裏づけている。それに加え、公文書管理法施行後は、法人文書の移管を受けるには「国立公文書館等」の指定を受けなければならないとなった。しかし、「国立公文書館等」の指定を受けるには、施設面等での高いハードルがあり、予算措置もなされない。公文書管理法によって、国立大学が大学アーカイブズを設置することはより一層困難になってしまったのである。

理想は、すべての国立大学が大学アーカイブズを設置して「国立公文書館等」の指定を受けることである。それが公文書管理法の趣旨を全うすることであるし、学問の府、良識の府としての国立大学の責務である。大学としての見識が問われているのである。大学として「腹をくくる」必要がある。

しかし、すべての国立大学に「国立公文書館等」を求めるのは、現状ではあまりに非現実的である。本稿で紹介した大阪大学の取り組みが参考になればよいが、やはり大阪大学は旧帝大だからと言われる向きがあるかもしれない。国立大学法人が「国立公文書館等」の指定を受ける大学アーカイブズを設置しなくても、また、保存期間が満了した法人文書をすべて廃棄しても、公文書管理法に違反しているわけではない。しかし、だからといって、中小規模の国立大学法人もただ手をこまねているわけにはい

かない。すべての国立大学で今すぐできる措置を考えておきたい。

公文書管理法第2条第5号第3項で、「政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）」は法人文書から除くとされている。政令で定める施設については、公文書管理法施行令第5条第1項第4号に「前三号に掲げるもののほか、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について次条の規定による適切な管理を行うものとして内閣総理大臣が指定したもの」と規定されている。これらはいわゆる「歴史資料等保有施設」であるが、すべての国立大学の図書館はこの指定を受けている。歴史資料等保有施設には法人文書を移管することができないという根本問題は存在するが、大学アーカイブズ設置にあたっては、まずは図書館が重要な役割を果たすものと思われる。

法人文書の移管を受けることのできない大阪大学文書館設置準備室および「国立公文書館等」指定以前の大阪大学アーカイブズでは、法人文書を補完する資料として学内刊行物の収集に力を入れてきた。学内刊行物を大学アーカイブズの重要な資料として位置づけているのは、既存の国立大学アーカイブズすべてに共通している。京都大学、東北大学、九州大学等では、学内刊行物を刊行した際には大学アーカイブズに送付することが規則で定められている。一例として、「京都大学大学文書館への法人文書等の移管等に関する要項」の規定をみておく。大学アーカイブズへの第一歩として、まずはこれらの刊行物を集めるのである。

第7 第3及び第6に定めるもののほか、京都大学において次の各号に掲げる印刷物を作成したときは、作成者は、一部を

大学文書館へ送付するものとする。

- (1) 年史, 沿革史, 略史その他の歴史書
- (2) 規程集
- (3) 広報誌(紙)その他の定期刊行物
- (4) 職員録, 電話番号表その他の名簿, 目録
- (5) 履修案内, シラバスその他の修学資料
- (6) 大学概覧, 入学案内その他の広報刊行物
- (7) 自己点検・評価報告書その他の教育研究活動に関する報告書(学術研究論文集, 紀要を除く。)
- (8) 調査統計報告書その他の行政資料
- (9) その他京都大学の歴史に係る資料として館長が指定したもの

印刷刊行物がアーカイブズにとって重要な資料であることは、大学のみならず自治体においても同様である。戸島昭は公文書を〈本尊〉に、行政資料を〈脇侍〉にたとえたうえで、〈脇侍〉である行政資料を残すことも文書館の責務で、行政資料の集積が文書館設置に向けての第一歩であることを以下のように指摘している。

ナマの公文書を引継・保存する文書館制度を確立していない小規模の市町村にあっても、印刷刊行した行政資料を、一部ずつでも取り出して、別置することは容易である。とりあえず、既設の図書館や資料館などでも、これらの収集は可能であろう。その蓄積の連続が、やがて文書館の設立を必要とする、有力な基盤となるはずである。(中略)

文書館作りの第一歩は、このような行政資料の収集で実績を積むことから、簡単に始められる²³。

戸島が小規模市町村においても「脇侍〈行政資料〉を固めよう」と提言したのと同様に、小規

模国立大学においても、まず学内刊行物を意図的に収集・保存するのである。学内刊行物は消耗品として扱われがちで、意図して集めないと散逸するものである。なかには図書館で所蔵されているものもあるが、これらはたまたま図書館の蔵書となっただけで、学内刊行物が体系的に集められているわけではない。このようなこれまでのあり方を改め、図書館が学内刊行物を意識的に網羅的に収集すればよいのである。学内刊行物は無料で配付されるものであるから、資料収集にあたって図書購入費が必要になることはない。整理も図書館的手法で可能であり(NDC分類よりは出所による分類の方が適しているであろうが)、図書館のルールに則って公開することも可能である(禁帯出の措置をとる必要があるかもしれないが)。図書館の専門機能と図書館職員の専門業務によって、図書館に負担をかけることなく、大学アーカイブズの基礎は築けるのである。

次に、これまでの大学史編纂で用いられた資料を整理し直し、公開できるようにすることである。大阪大学文書館設置準備室で最初に行った業務は、50年史編纂資料の再整理であった。これまでほぼすべての大学で大学史は編纂されてきたが、編纂事業は時限的で、編纂完了後はその資料は事務局や図書館等の倉庫に退蔵されている場合がほとんどであろう。これを利用可能な状態にすれば、将来の大学アーカイブズの資料の一つの核を形成することになる。この整理には、学内刊行物に比して専門的な知識が必要になり時間もかかるであろうが、非常勤職員を充てることで可能である。大阪大学において50年史編纂資料の再整理を行うにあたっては、まず筆者が整理の方針を立てたが、実際に資料整理を担当したのは事務補佐員である。歴史学やアーカイブズ学の素養が無くても、指示さえきちんと行えば資料整理はできる。教育学や歴史学を専門とする大学院生がいる大学では、彼／彼女らを非常勤職員として雇用しても構わな

²³ 戸島昭「地方自治体の記録をどう残すか—文書館へのステップアップ—」『日本のアーカイブズ論』岩田書院、2003年、初出1993年。

い。資料を整理し目録化すれば、資料散逸の危険性は格段に低下する。そして、整理済資料は、図書館で図書館職員によって公開すればいいのである。

学内刊行物と大学史編纂資料を図書館で管理すれば、大学アーカイブズへの第一歩はどの大学でも比較的容易に踏み出すことができる。しかし、図書館では〈本尊〉である公文書（法人文書）の移管を受けることはできない。法人文書についても一定の対策を立てておく必要がある。

保存期間が満了した法人文書の措置は、移管、廃棄、保存期間の延長のいずれかである。このうち、国立大学法人から国立公文書館への移管はまず考えられないから、残るは廃棄か保存期間の延長のいずれかである。恐いのは保存期間が満了した法人文書が機械的に廃棄されることである。歴史資料として重要な法人文書が廃棄されては、将来の大学アーカイブズ設置が困難になるばかりか、大学としてそのあゆみを検証できなくなってしまい、国民（納税者）への説明責任も果たせない。そのため、法人文書の保存期間を延長する必要がある。行政文書の場合、保存期間を延長するにあたっては内閣総理大臣に報告する必要がある。法人文書の保存期間延長にあたっては、延長したファイル数を内閣総理大臣へ報告する必要があるが、大学自らの判断で比較的容易に行うことができる。事実、内閣府・文部科学省ともに、保存期間を延長することを推奨している。しかし、保存期間の延長ではその時々担当者の判断に委ねることになり、文書廃棄の危機がなくなるわけではない。そのため、やはり法人文書管理規則において廃棄を止める必要がある。すなわち、保存期間に「永久」「無期限」「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」²⁴等を導入して、その

類型の法人文書は廃棄できないようにすればよいのである。どのような法人文書を「永久」「無期限」とするかは困難な問題ではあるが、ひとまず「国立公文書館等」を有する大学の法人文書管理規則を参考にすればよい。少なくとも管理・運営に関する法人文書は押さえておきたい。

図書館で学内刊行物の収集・整理・保存・公開を行い、大学史編纂資料を整理・保存・公開する。そして、歴史的に重要な法人文書の廃棄を止める。こうして、将来大学アーカイブズが設置された際の中核資料を集積する。法人文書をいつまでも現用文書として持ち続けることの問題は残るが、「国立公文書館等」の要件を緩和する必要があるとの意見は多い²⁵。体力（資料）を蓄え、来るべき大学アーカイブズ設置に備えるのである。

5. おわりに

本稿では、まずこれまでの国立大学アーカイブズの歴史を振り返り、その歴史の流れのなかに大阪大学におけるアーカイブズ設置の動きを位置づけ、大阪大学の取り組みを紹介してきた。大阪大学は旧帝大であり、大阪大学での実践がすべての国立大学において実現できるものではないかもしれないが、今後大学アーカイブズを設置するにあたって幾ばくかの参考になれば幸甚である。また、旧帝大でなくても、国立大学アーカイブズ設置のために今すぐできることの提言を行った。最後の提言は、国立大学を対象としたものであるが、学内刊行物の収集と大学史編纂資料の整理は、私立大学においても大学

文書管理法への国立大学法人の対応と課題」（前掲）、参照。

²⁵ 公文書管理法附則第13条には、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行状況を勘案しつつ、行政文書及び法人文書の範囲その他の事項について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

²⁴ 「大学年史編纂に必要な期間が終了するまで」の保存期間は、北海道大学において導入されている。北海道大学における法人文書管理については、菅真城「公

アーカイブズ設置の第一歩として有効である。

私立大学においては、学内事務文書の移管を受ける「機関アーカイブズ」たることには困難があるとよく耳にする。しかし、公文書管理法の規制を受ける国立大学と違い、私立大学は大学アーカイブズを設置し「機関アーカイブズ」機能を果たさせると自学で決定すれば可能なのである。公文書管理法の精神は、私立大学においてこそ実現しやすい。

本稿は国立大学に限定した議論をしてしまったが、これからの日本の大学アーカイブズ全体

の発展を考えるうえでは、国立・公立・私立という設置主体の違いをことさらに意識する必要はなかろう。各大学には固有の事情、個性があり、それを無視して大学アーカイブズを設置して機能させることには無理がある。しかし、大学という組織のなかに設置されるアーカイブズであるからには、「機関アーカイブズ」を抜きには考えられない。差違・個性と共通性のバランスを取りつつ、すべての大学に大学アーカイブズが設置されることを願って擲筆することとする。

Road to Establishment the Archives Sections in the National Universities : A Case of Osaka University

Masaki Kan

In this paper, I looked back upon the history of the archives sections in the National Universities. The archives sections in the National Universities have been established by editing the historiography of a university as an opportunity. When Act on Access to Information Held by Administrative Organs was proclaimed in 2001, the archives sections in the National Universities strengthened the character of institutional archives. The representation is the Kyoto University Archives. When Public Records and Archives Management Act was proclaimed in 2011, the archives sections in the National Universities became indispensable that they are institutional archives.

Based on the above, I introduced the trend to the establishment of Osaka University Archives.

Finally, I proposed the policy for establishment the archives sections from now on.